



# 安城市議会議員 石川つばさ通信 号外 市政レポート

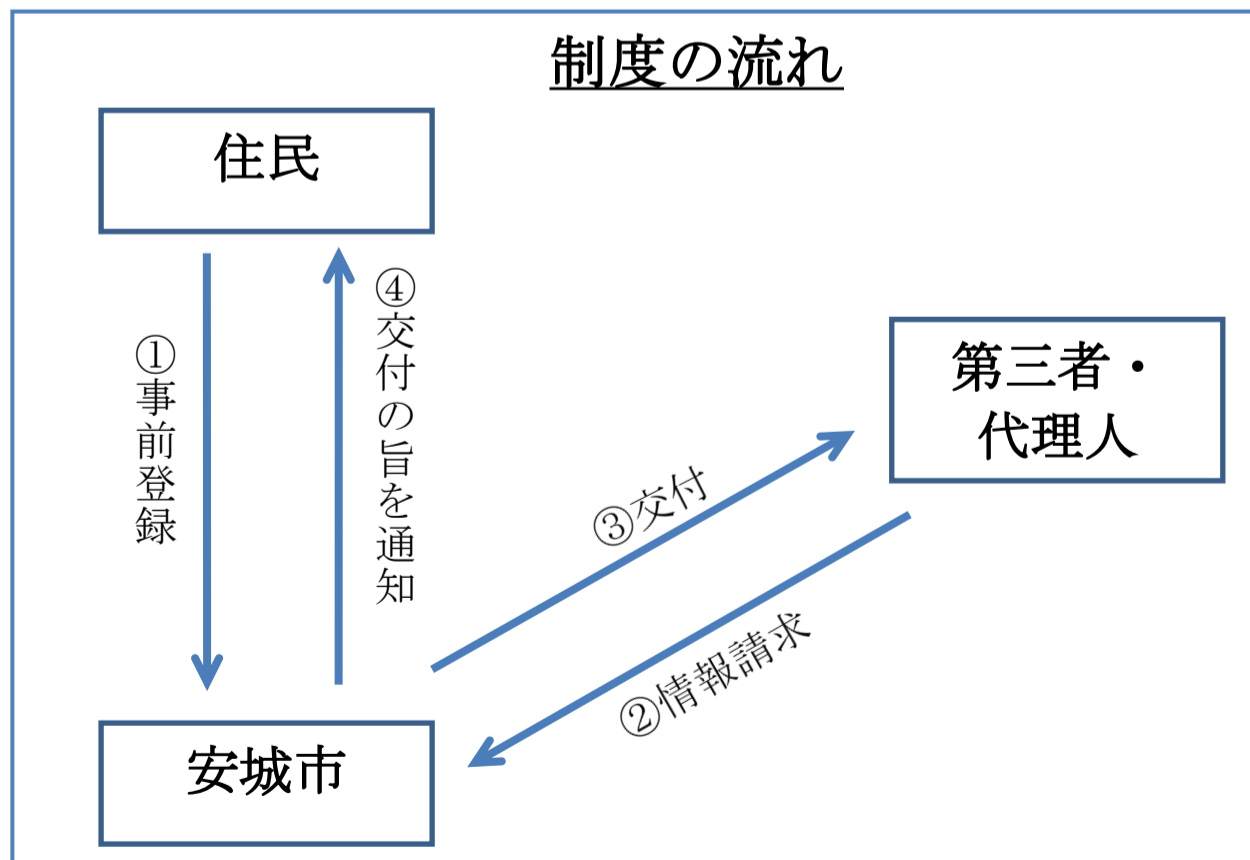
## 本人通知制度、登録・更新を

安城市には、事前登録型本人通知制度という制度があります。通常は住民票などの個人情報第三者がむやみに取得することはできませんが、委任状を持った代理人による請求や、弁護士や司法書士といった士業が職務上必要とする場合には例外的に請求が可能となっています。殆どの場合、これらの第三者請求は正当なものです。委任状が偽造されたり、悪質な士業が立場を悪用して他人の情報を取得することも考えられます。

こうした事を抑止し、または、早期発見することに役立つのが本制度です。本制度により、第三者による住民票などの取得があった場合は本人にその旨が通知されます。ただし、誰にでも通知がされるわけではなく、事前に登録した人にしか通知がされませんので注意が必要です。登録した場合、その効力は3年間となっています。引き続き通知を希望する場合には更新が必要で、期限が近づくと更新の案内が送られてきます。

「住民票などを取得された後に教えてもらっても意味がないのでは？」との意見もありますが、情報公開請求によってどこの誰が取得したのかも分かりますので、“犯人”特定に大きな力を発揮します。

本制度は2014年10月から始まっており、制度開始直後に登録した人は2度目の更新時期となっています。登録済みの方は更新を、未登録の方はこの機会に登録することをおすすめします。市役所市民課の他、明祥支所・桜井支所・北部支所で受付をしています。



石川翼事務所 446-0072 安城市住吉町荒曾根 1-245 アワーズビル 2F 南  
電話 0566-98-6932 メール [ishikawa2011@aria.ocn.ne.jp](mailto:ishikawa2011@aria.ocn.ne.jp)

編集：石川つばさを支援する会